

少年・刑事財政基金に関する規程（会規第八十六号）中一部改正

少年・刑事財政基金に関する規程（会規第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支援する制度」を「、罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支援する制度並びに国選弁護制度及び国選付添人制度の更なる拡充のため現在の国選弁護人及び国選付添人の報酬基準では十分に賄われていない国選弁護人及び国選付添人の活動を支援する制度」に改める。

第六条第一項第三号中「本会が特に認めた」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

- イ 刑事被疑者弁護援助事業の対象となる事件の逮捕段階において検察官又は裁判官に意見書を提出することにより勾留がなされなかった場合の活動に対する費用
- ロ 本会が特に認めた費用

第六条第一項第四号に次のように加える。

- ホ 国選弁護人又は国選付添人が負担する刑事事件又は少年保護事件の記録謄写費用を補助するための費用
- ヘ 国選弁護人が専門家に依頼して行う鑑定に関する費用を援助するための費用
- ト 取調べ等への弁護人の立会い及び立会い実現に向けた活動を援助するための費用

第六条第六項中「第三号」を「第三号ロ」に改める。

附 則

第一条並びに第六条第一項第三号及び第四号ホからトまで（新設）並びに第六項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。